

令和8年度田原市障害者自立支援協議会 第1回全体会議次第

日時：令和8年8月21日（金）午前10時～

会場：田原福祉センター大会議室（3階）

1 会長あいさつ

2 田原市障害者自立支援協議会について

参考資料

（説明：地域福祉課）

3 報告

（1）各部会からの活動報告について

資料1

（説明：田原市障害者総合相談センター）

①施策推進会議

②権利擁護部会

③ヘルパー連携部会

④障害者就労検討部会

（2）障害児支援に係る取組について

資料2

（説明：子育て支援課）

（3）第5期田原市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定について

資料3

（説明：地域福祉課）

4 その他

令和8年度 田原市障害者自立支援協議会全体会議 委員名簿

1	田原市地域コミュニティ連合会	代表（衣笠）	河合 康彦	
2	田原市民生児童委員協議会	会長	千葉 進	副会長
3	田原市ボランティア連絡協議会	会長	本田 則子	
4	田原市商工会	事務局長補佐	杉原 実善	欠 席
5	渥美商工会	経営指導員	荒木 宏文	
6	田原青年会議所	理事長	河合 佑紀	
7	愛知みなみ農業協同組合 総務部 人事課	課長補佐	小川 泰且	
8	田原市社会福祉協議会	会長	山田 貴三	会 長
9	田原市身体障害者福祉協会	会長	夏目 甲子男	
10	田原市手をつなぐ育成会	会長	小樋 晴美	
11	田原精神障害者地域家族会	世話人	石田 豊子	欠 席
12	愛知県立豊橋特別支援学校	教頭	猿渡 愛二郎	
13	愛知県立豊川特別支援学校	高等部主事	辻元 裕史	欠 席
14	豊橋市立くすのき特別支援学校	教頭	渡辺 大倫	欠 席
15	くすのき相談センター	特別支援教育推進員	中野 弘二	欠 席
16	可知記念病院（福祉局）	局長	佐藤 大介	
17	岩屋病院	マネージャー	稲月 雅之	
18	愛知厚生連 渥美病院	医療福祉相談課長	山内 俊和	
19	豊橋公共職業安定所	次長	森 繁一	
20	愛知障害者職業センター豊橋支所	支所長	米田 暢子	
21	岩崎学園（愛知県障害児等療育支援事業）	コーディネーター	朝倉 依里奈	
22	豊橋あゆみ学園（愛知県障害児等療育支援事業）	コーディネーター	田中 智大	
23	豊橋障害者就業・生活支援センター	センター長	安藤 淳二	
24	愛知県豊川保健所	健康支援課長	山本 幸子	
25	愛知県東三河福祉相談センター	主幹	稲森 慎	
26	蔵王苑	生活支援課長	渡邊 亨泰	
27	蔵王の杜	施設長	安井 吉史	
28	田原授産所	施設長	大羽 庸弘	
29	田原福寿園（南館）	施設長	有川 忠司	
30	ふれあいの家	管理者	鈴木 正俊	
31	特定非営利活動法人 MA・はろー	理事長	河合 富美子	

オブザーバー：東三河南部圏域地域アドバイザー(特定非営利活動法人ビリーブ)江川和郎氏 ※敬称略／順不同

事務局

No.	機 関 名	役職	氏 名	備考
1	田原市 福祉部	部長	小久保 智宏	
2	田原市 こども健康部	部長	杉浦 清明	
3	田原市 福祉部	次長兼地域福祉課長	河合 欽史	
4	田原市 障害者総合相談センター	センター長	鎌田 博幸	
5	田原市 こども健康部 子育て支援課	課長	柴田 裕樹	
6	田原市 子ども健康部 児童発達支援センター	センター長	河合 美香	
7	田原市 こども健康部 健康課	課長	粕谷 幸充	
8	田原市 農林水産部 農政課	課長	渡邊 康統	欠 席
9	田原市 商工観光部 商工課	課長	花井 康臣	欠 席
10	田原市教育委員会	次長兼教育総務課長	山田 正勝	
11	田原市教育委員会 学校教育課	課長	鈴木 和美	
12	田原市教育委員会 学校教育課	指導主事	山田 佳代	

各部会からの活動報告及び次年度の取組について

①施策推進会議	．．．．． 2
②権利擁護部会	．．．．． 6
③ヘルパー連携部会	．．．．． 11
④障害者就労検討部会	．．．．． 15
用語集	．．．．． 17

①施策推進会議

第 1 回施策推進会議

1 開催概要

日時：令和 8 年 7 月 2 日（木）13：30～14：40

場所：田原福祉センター会議室

2 協議・報告事項の概要

■ 議題

（1）第 4 期田原市障害者計画の進捗について

令和 7 年度の実績値の確認をし、第 7 期田原市障害福祉計画・第 3 期田原市障害児福祉計画に対する進捗状況および評価について報告された。

（2）地域の課題の整理について

相談支援専門員が個別の支援を通じて感じた「まちの課題」について「移動・送迎」「就労日中活動」「住居・緊急受け入れ」「18 歳の壁」「医療ケア」「重度障害者への支援」の各カテゴリーにおける現状が説明され、自立支援協議会の中でどのように検討していくのか確認を行った。※別紙《主な意見》

- ・「18 歳の壁」により、放課後等デイサービス終了後の居場所が確保できず、離職をされる保護者もいる。
- ・企業側も福祉との連携を模索しているが、具体的な手法がわからず苦慮している。専門家間の議論に留まらず、一般企業や市民を巻き込み一つの「まちづくり」として福祉を捉える視点が必要である。
- ・渥美地区では高齢化に伴い、本人が運転への不安を抱えつつも車なしでは生活を維持できないという切実な問題に直面している。障害・高齢の枠を超えた送迎対策を、市全体の緊急課題として位置づける必要がある。

■ 報告

（1）精神科病院見学会参加報告と今後の提案

令和 8 年 5 月 12 日に実施された可知記念病院での見学会結果に基づき、今後の地域支援のあり方について以下のとおり提案された。

見学会の概要：精神科受診への心理的ハードル解消および医療と地域の相互理解を目的に実施。市職員、相談支援専門員など計 14 名が参加し、急性期病棟や認知症治療病棟の見学、および精神保健福祉士（PSW）との意見交換を行った。

意見交換・気づき：精神科のイメージ改善に向けた地域啓発の重要性が確認されたほか、高校生（15 歳以上）からの受診対応が可能であること、PSW による医療相談が本人・家族以外からの相談

や「出張相談」にも柔軟に対応できる可能性が共有された。

今後の提案：医療と福祉の連携を深め、早期相談・早期支援体制を構築するため、①「協議会委員向け見学会」（8月5日開催）、②地域の相談拠点への「出張医療相談」の定期開催に向けた試行的な検討を推進していくことの提案を行った。

（2）田原精神障害者地域家族会（しおじ会）活動報告

5月20日に行われた「家族のつどい」の活動内容について紹介が行われた。

（3）第8期田原市障害福祉計画・第4期田原市障害児福祉計画の策定について

国の指針に基づき、策定スケジュールおよび協議会の今後の予定について説明された。今後、各専門部会での意見聴取を経て、計画案の策定を進める方針が示された。

3 今後の取組予定

・第8期田原市障害福祉計画・第4期田原市障害児福祉計画の策定

令和8年度は、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の策定年度にあたるので、各専門部会での意見聴取を行い、計画案を検討していく。

・多機関連携による支援の充実

基幹相談センター、地域活動支援センター、精神科医療ワーカーと連携し、家族会の活性化に向けての活動を継続していく。

・拠点機能の強化

地域生活支援拠点等のモニタリングを継続し、抽出された課題については役割を担う事業所を中心とした検討の場を設けていく。現状、利用実績が少なく実効性の検証は十分とは言えない状況である。実効性の検証のために対象者の整理、休日夜間を想定した連絡訓練、受入判断フローの整理を進めていく。

《参考》

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者のための施策について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20
計画期間	－	3年1期	3年1期
国	障害者基本計画（第4次） 平成30年度～令和4年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）	
県	第4期愛知県障害者計画	第7期愛知県障害福祉計画	第3期愛知県障害児福祉計画

地域課題の整理について（令和８年度の取り組み）

課題の概要	個別の事例	検討の方向性、支援のアイデア
1. 移動・送迎に関する課題		
・公共交通機関の不足とコスト： 旧渥美町など遠方から市街地の事業所へ通う際、バス代や電車の運賃が高額で、工賃との兼ね合いから利用を断念するケースがある。また、視覚障害者が就労先から帰宅する時間に適切なバスがないといった時間帯の不一致が生じている。	①豊橋市の就労継続支援B型事業所。田原市の事業所にはない作業内容で通いたいと思う気持ちはあるが、電車代が高く積極的に選択できない。 ②高校卒業後の日中活動の場所についての問い合わせが多い。田原市内にはほぼ事業所の空きがない状況であるので、豊橋にある事業所も情報の提供を行っているが、送迎が田原まではできないと言われている。豊橋まででてくれれば送迎は可能とところが多いが、田原からの交通費が高く、工賃との関係で利用につながらないケースが多い。 上記に加え、旧渥美町、旧赤羽根町の方は田原駅に出るまでもに費用が掛かり、費用の関係で日中活動の場所の利用を断念するケースがあった。 （例）豊鉄バス 保美⇒田原駅 850円 赤羽根⇒田原駅 580円 今後、色々な活動の中から本人が選択できるようになるといい。	送迎マップの作成：豊橋市内の事業所を含め、送迎可能エリアを可視化したマップを事務局のコアメンバーで作成していく。 住民主体の仕組みづくり：北海道の事例を参考に、住民同士が助け合う「ワンコインサービス」のような相互扶助の仕組みを提案・検討していくのはどうか。
2. 就労支援・日中活動に関する課題		
・事業所の不足： 市内の事業所、特に渥美地区での事業所が不足しており、豊橋市の事業所を検討せざるを得ないが、送迎の問題で利用につながらないケースが目立つ。	①Sさん 統合失調症 生活介護なのはなを送迎で利用していたが行けなくなる。近隣に福祉サービス事業所がないため、自宅で過ごされる。地域生活支援センターに誘うも、送迎にお金がかかるため、利用希望なし。 ②Mさん 知的障害 学校卒業後、A型事業所に通われていたが解雇となる。B型利用も検討するも中心部までの送迎問題、社会資源に空きがないこともあり、現在、自宅の農業を手伝っている状態。	送迎マップの作成：豊橋市内の事業所を含め、送迎可能エリアを可視化したマップを事務局のコアメンバーで作成していく。 企業と福祉の橋渡し：福祉との連携方法を模索する一般企業に対し、専門家が介入する「まちづくり」としての福祉を推進したらどうか。
・就労選択支援の利用ハードル： 制度上必要な「就労選択支援」を受けるためにも交通費がかかるため、特に渥美方面の利用者が安心して使える仕組みが求められている。	①40代女性、てんかん。自立支援医療あり。 事業所がある田原市街に出るためにも交通費がかかるため、送迎をしてくれる事業所を探したが対応可能なところは定員がいっぱいであった。大勢の所での利用は苦手ということで在宅ワークでの支援も検討した。 それ以前に就労経験がほとんどなく、制度的には就労選択支援の利用が必要な状況であった就労選択支援のサービスを利用するにも、交通費がかかる（だせない）ため利用が難しい状況であった。 ②就労移行、就労選択支援事業までの交通費が旧渥美町内からは往復1,000円近くかかる。出向いての支援は今のところ行われていない。	
3. 居住・緊急時の受け入れに関する課題		
・地域生活支援拠点等のマニュアルの見直し： 緊急利用時にサービス利用計画の作成や契約がスムーズに進まないといった制度運用の課題がでている。	①Mさん 居住の場を強制退去。その後の居住の場の緊急対応にて 1.短期入所という形で対応したため、サービス等利用計画書を緊急で作成、事業所との契約、利用料（水光熱費、食費等個人負担の発生）の発生などスムーズな利用ができなかった。 2.地域生活支援拠点の緊急の場としてあるのは集団での生活（施設・GH）で一人での空間で対処する場所がない。（多様性の理解が求められている）現代の福祉で、緊急の場が施設、GHしかないのはいいのか。また、法の狭間の人は田原市のそれぞれの分野で緊急対応ができるのか。	事例に基づく運用見直し：実際の困難事例をもとに、地域生活支援拠点のマニュアル見直しや手続きの迅速化を検討していきます。 組織的な連携体制の構築 住まいの確保をより確実なものにするため、行政や福祉関係者だけでなく、不動産業者等との組織的な連携体制を構築するのはどうか。

課題の概要	個別の事例	検討の方向性、支援のアイデア
・緊急時の受け入れ体制: 保護者の入院などの緊急時に、障害児や、集団生活が困難な方が利用できる柔軟な緊急一時保護の場所（施設・GH以外の一人になれる空間など）が市内に不足している。	①保護者が入院するなど緊急時に対応を迫られた時に、子育てショートステイという名目で市役所が提携を取っている施設が市内にあるが、人手不足を理由に身の回りのことが出来る児童に限っている。身辺自立ができていない障害児は受け入れを断られてしまうため、現状は市外の施設に頼るほかない。今までは緊急で対応しなければならないケースが無かったが、両親ともに県外出身で親族に協力を求めることが難しい家族もいるので、そのような場所が必要になっている。 ②医療的ケアはない、重症心身障害児（小学校高学年女性）。頻回に息を止めるてんかん発作があるため、常時見守りが必要。母が体調を崩し、ここ2年で3回入院。父や高齢の祖母がその間対応をした。ショートステイを検討したが、保護者が安心して利用できる場所が見つからなかった。（小坂井にある信愛医療療育センターの短期入所の新規の受け入れが最近始まったが、契約の順番待ちがあり、まだ時間がかかる）	児童発達支援会議にて課題を共有していく。
4. 障害児支援・「18歳の壁」に関する課題		
・「18歳の壁」による家族負担: 高校卒業後、放課後等デイサービスの利用がなくなり帰宅時間が早まることで、家族が仕事を継続できなくなる問題が発生している。	①18歳、男性。知的障害A 卒業まで放課後等デイサービスを利用して帰宅時間は18時以降であったが、卒業後16時すぎには帰宅するようになり、従来の仕事が続けることができなくなった。	児童発達支援会議にて課題を共有していく。
5. 医療的ケア・重度障害者への支援		
・訪問入浴の回数制限: QOL向上のため訪問入浴の回数増（週2回など）を希望する声がありますが、回数制限により希望通りの生活ができていない。	①重度身体障害の方で在宅生活を希望されている方でヘルパーの支援では入浴が難しい。もっと定期的に入浴したいのに入浴回数が制限されていて希望通りの生活が出来ていない。 ②Hさん 筋ジストロフィー症 50代 生活介護の利用は拒否。母親(80代)車の免許もなく車いす移乗支援も難しい状況。本人は訪問入浴(福祉サービス)のみが一番の楽しみである。身体障がい者手帳1級 ③Fさん 脳挫傷(50代) 身体障がい者手帳1級 生活介護の利用は胃ろうする時間を考えると、送迎の時間まで支度はできない等理由から訪問入浴のみの利用。入浴すると表情もよくなり拘縮も和らぎ、両親は増やしてほしい希望がある。	ヘルパー連携部会にて市内の利用の方のニーズの把握を行い、他市での支給ルールの確認し、適切な利用についての検討を行った。

②権利擁護部会

第1回権利擁護部会

1 開催概要

日時：令和8年8月7日（金）13：30～14：45

場所：田原福祉センター会議室

2 協議・報告事項の概要

■ 議題

（1）令和7年度からの流れ「不当な差別的取扱い等に関するアンケート報告から見たこと」

□ アンケート概要

令和7年6月に実施、市内の福祉事業所利用者・職員、家族会、民生委員を対象としたアンケート（回答数255人）の結果が報告された。

□ 主な結果

- ・「障害者差別解消法」の認知度は約3割にとどまり、内容まで理解していない層は7割を超えていた。
- ・「合理的配慮」に関しては知っている方は3.5割、内容まで理解していない層は6割を超えていた。
- ・法施行後の差別・偏見の改善について「わからない」との回答が約4割あり、制度や取り組みに対する関心の低さが浮き彫りになった。
- ・知的・発達障害分野を中心に「嫌な思いをした」という声がある一方、現場では「自然な気遣いや配慮」も日常的に行われている実態が確認された。

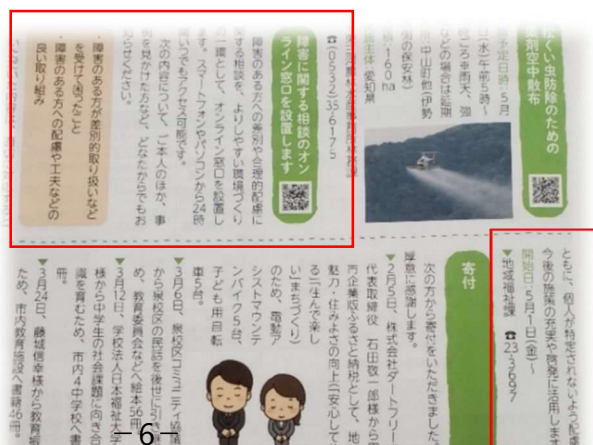
□ 課題

相談窓口の認知不足や相談への心理的ハードルにより、差別事例が潜在化している可能性がある。今後は障害のある人への理解を深める啓発活動の継続と、相談しやすい地域づくりが重要である。

（2）令和8年度の取り組み・進捗状況 DXによる「いつでも利用できる相談窓口」の設置について経過報告⇒周知啓発活動による関心向上施策について

□ 経過

令和8年5月号の広報たはらにオンライン相談窓口のQRコードを掲載したが、現在までのアクセスは1件のみである。



□検討事項

広報の掲載が目立たなかったことが、アクセス数が伸びなかった原因と考えられるため、周知方法等の見直しを検討。

□参加者からの意見

- ・イラスト（キャラクター「キャベゾウ」など）や4コマ漫画を用いた親しみやすいチラシの作成。
- ・周知方法の多様化：SNS（Instagramでの共同投稿など）、市内イベント（SDGs フェスタ、福祉のつどい、オフトライアスロン等）でのブース出展、学校連絡アプリ（伝達くん、コードモン）の活用、回覧板、民生委員による声掛けなど。
- ・ターゲットに合わせ、一般者向けと当事者向けの内容で分けてチラシを作製したらどうか？若年層には SNS や QR コードはツールとして生活の一部となっているが、高齢層にはまだハードルが高いことがうかがえる、電話番号を強調した紙媒体など、ツールを分けるなど検討はどうか？

（3）適切な配慮や支援の「良い事例」の収集・周知啓発活動による関心向上施策

□経過

まずは、市内のスーパー（あつみ、イオン、フィール等）に取材を依頼し、合理的配慮の好事例を収集していく。

□参加者からの意見

- ・スーパーではセルフレジでのサポートをしている様子を見かけた。
- ・病院では、入り口などに取り組みなどを掲示している。
- ・外出時に重要な「ユニバーサルトイレ」の情報（場所や設備詳細）の掲載。
- ・取材を通じて店舗側の意識向上に繋げる一方、未掲載店舗が「配慮がない」と誤解されないよう配慮が必要。
- ・このような取組が動いていけば、少しずつ良くなってくのではないか。

□今後の予定

8月～10月に取材を実施し、12月に冊子化、令和9年3月にホームページ掲載・配布を目指す。

■ 報告

（1）権利擁護部会研修について

①障害者虐待防止・身体拘束適正化研修

日時：9月11日（金） 13:30 ～

内容：アンコンシャス・バイアス、アンガーマネジメントについて

講師：鎌田氏（田原市障害者総合相談センター長）

②身寄りのない方、意思決定が困難な方への医療同意に関する研修

日時：10月9日（金） 14:00 ～ 15:30

講師：熊田弁護士

3 今後の取組予定

- ・「いつでも利用できる相談窓口」周知方法の再検討。頂いた意見をもとにチラシを作製。チラシをどの方法で広めていくか検討、実施していく。
- ・適切な配慮や支援の「良い事例」の収集・周知啓発活動による関心向上施策については参加者の意見を考慮し、スケジュールに沿って実施していく。

■その他

12月の田原人権ファンクションにて虐待に関する講演会が予定されている。(手をつなぐ育成会)

地域みなさまへ

あなたが体験した 困ったこと・良かったこと をお聞かせください



障害のある人やご家族が、地域で暮らしていて

困ったな…



お店で困った



病院で困った



学校や仕事で困った



バスや電車で困った



言葉や対応で困った

うれしかった！



親切にしてもらった



声をかけてもらった



手伝ってもらった



わかりやすく
説明してもらった

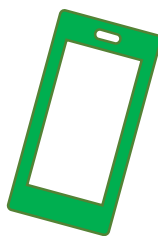


安心して利用できた

♣️小さなことでも大丈夫です♣️

あなたの声
をお聞かせください

名前を書かなくても
答えられます 🍀



スマホで

こちらの
QRコードから



→ たはらコネクトライン

☎️電話

でも教えてく
ださい
連絡は下記まで

「あなたの声」が、地域を変える」



お問い合わせ
はこちら

田原市地域福祉課障害福祉係
障害者差別解消支援地域協議会

☎️ 0531-23-3697
✉️ fukushi@city.tahara.aichi.jp

みんなが暮らしやすい田原市へ

困っている人がいたら、 ちょっと考えてみませんか？

思いやりが
つながる
まちに！



こんなことで困っているかもしれません

お店に入りたい

段差があって
入れない…



説明が

よく分からない

ゆっくり、分かりやすく
教えてほしい…



バスに乗りたい

乗り降りを
手伝ってほしい…



伝えることが

むずかしい

うまく言葉にできない…
書くことも難しい…



これが

合理的配慮

です。

特別なことではありません。✔ ちょっとした工夫 ✔ ちょっとした声かけ

それが、誰かの「できる」につながります。

困ったこと・うれしかったこと！
教えてください！



小さなことでも
大丈夫！



名前を書かなくても
大丈夫！



あなたの声が
まちを変えます！



たはらコネクトライン



スマホでカンタンに
ご回答いただけます！

その「困った」に寄り添える。そんなたはらへ

お問い合わせ
はこちら

田原市地域福祉課障害福祉係
障害者差別解消支援地域協議会

- 10 -

☎ 0531-23-3697
✉ fukushi@city.tahara.aichi.jp

③ヘルパー連携部会

第1回ヘルパー連携部会

1 開催概要

日時：令和8年7月17日（金）10：00～11：45

場所：田原福祉センター ボランティアルーム

2 協議・報告事項の概要

■ゴミ出し支援について(前日出しゴミ袋の現状等)

□高齢者等前日ゴミ出し「ささえあい事業所」について

・令和6年9月から始まった事業 自分でゴミステーションにごみを出せない高齢者・障害者が申請をして認められた方が、ピンクのゴミ袋を購入して、前日にゴミステーションに捨てることのできる制度。

□前日ゴミ出しの現状について

・田原市内のヘルパーさんが支援している利用者は、約24名いる。

□周知の方法について

・毎年年度初めに各自治会を回って周知している。また、回覧もお願いしている。

・ゴミ出しの現場で、地道に説明するしかない。

・市のゴミカレンダー、アプリ等で周知するのがよいのではないかな？

□ピンクのゴミ袋の販売箇所

・販売している場所が少なく、ヘルパーの買い物支援の範囲で購入するのが難しい場合がある。通常のごみ袋同様、民間で販売はできないのか。

・市内で購入が著しく困難な地点を洗い出し、新規販売地点が必要な地域を検討してみてもどうか。

→一般の市民に使われてしまうといけないので、一般販売できない。現在、田原市役所(廃棄物対策課、高齢福祉課)、東部資源化センター、赤羽根環境センター、渥美資源化センターで販売しており、地図に落とすと少ないながらもまんべんなく販売地点はあると思う。しかし、伊良湖周辺などは購入可能場所から遠いと感じる。

□ごみ袋のサイズについて

・支援を必要とする方には、独居の方が多く45ℓ袋は大きすぎ、ごみを溜める事で臭いがでて、虫が湧く等の衛生上の問題がある

・大は小を兼ねる意味で45ℓ袋となっているのではないかな。

・現実問題、臭いや虫の問題が出ていますので、市の内部でバランスはとりながらも新しいサイズの検討も必要ではないかな。

→青色の通常のごみ袋とは別で発注し作成している。小さいサイズの袋は財政的に負担が大きくなる可能性がある。コスト面の問題で複数サイズを作るのは難しいかもしれない。

■医療的ケア・重度障がい者の訪問入浴を利用されている方について



【地域生活支援の訪問入浴サービス利用者】

- ①身体障害者手帳1～2級を持っている重度身体障害の方
- ②医療的ケアが必要な方
- ③自宅での入浴が困難である方
- ④介護保険の要介護認定を受けていない方

現在、田原市の訪問入浴の回数は上限月5回となっている。

・田原市内の訪問入浴利用者

F・Nさん

55歳 身体障がい者手帳1級

医療的ケア(胃ろう・時々喀痰吸引)

訪問看護・訪問リハビリ・訪問診療

父親80歳 母親78歳 両親とも車の免許返納しているので、交通機関で移動される。生活介護は、送迎が来る時間までに胃瘻を終えることができない等で通わない。

週1回訪問入浴を利用している。胃瘻もあり自宅のお風呂では、入浴が難しい。入浴後は表情もよく拘縮が和らいで、家族も喜んでいる。両親は、お風呂が一番嬉しいサービスであると話す。

M・Rさん

23歳 身体障がい者手帳1級

医療的ケア(人工呼吸器、気管切開、吸引、胃ろう)

訪問看護、訪問リハビリ、訪問診療、生活介護(週2日)、訪問入浴

父親 母親ともに50代 本人 妹2人

令和8年3月に2型呼吸不全で豊橋市民病院に入院。人工呼吸器をとしての退院を目指されている。

入院前は、生活介護事業所で2日、訪問入浴で1日、週末に父親と入浴をされていたが、人工呼吸器を外すことが難しくなってきたため、生活介護事業所での入浴は難しいと言われている。

以前より皮膚トラブルのリスクが高く、清潔保持は健康管理上も重要。また、家族のみで安全に入浴介助を行うことも負担が大きい。

I・Hさん

18歳 身体障がい者手帳1級

医療的ケア(気管切開・人工呼吸器・吸引・経鼻管栄養)

訪問看護・訪問リハビリ・訪問診療

父親 母親ともに40代 祖父母70代

令和8年4月より気管切開で人工呼吸器をしている。生活介護の利用は、自宅から車で10分のH町付近まで家族が送っていき、事業所の送迎車で生活介護の利用を考えていたが、人工呼吸器になってからの利用は喀痰吸引が頻回なため、難しくなった。元々入浴は穏やかな表情になり筋緊張がゆるむ等効果が感じられる。家族負担軽減を図るため、訪問入浴の利用回数増加を希望されている。

【田原市内の訪問入浴事業所】

- ① ASCare(アスカ)在宅介護センター豊橋
- ② 田原入浴サービスセンター 田原福寿園

【訪問入浴サービス事業東三河5市の実施状況まとめ】

参照:R7 地域生活支援事業等の実施状況調査より抜粋

	障害支援区分	回数(上限回数等)	単価(1回あたりの単価設定)	対 象	障害児利用の制限	障害児利用の制限の補足
田原市	制限なし	月5回	12,864円	身体1～2級(下肢・体幹)	制限なし	
豊橋市	制限なし	10回/月 ※週2回を上限回数とする。	12,920円 清拭又は部分浴 11,620円	身体1-2級(肢体不自由) 市内在住し、自力での入浴が困難で家庭での介護力もない者	制限なし	
豊川市	制限なし	月12回	12,920円 清拭又は部分浴 11,620円	在宅の身体(肢体不自由)1-2級(同程度の身体の状態の者も含む)かつ介護保険対象外で医師が認めた者に限る	制限なし	障害児の利用については、医療的ケア児等事情がある場合には、家族等の介助が難しいか等状況を聞きとり、課内で判断の上で認める場合あり。
蒲郡市	制限なし	週2回	12,280円	(介護保険法に基づく訪問入浴介護の対象者は除く。)在宅重度に限る	制限なし	
新城市	制限なし	週に2回まで	12,800円	身体1・2級 原則18歳以上	制限なし	要綱により制限されているが、状況により個別対応可

□訪問入浴回数についての意見

- ・月5回は少なすぎる。普通の人では毎日入る中、週1から2回に制限される現状を目の当たりにすると増やしてほしい思いがある。施設でも最低週2であるので、最低でも週2回は欲しい。
- ・高齢者サービスでは、夏は週3回利用される方が多い。週に2～3回は入浴できるとよい。
- ・高齢者だと訪問入浴以外にも2日施設でヘルパーをつけて入浴する人がいる。夏は汗をかくので最低2回は必要。
- ・グループホームでは毎日入れている。週1回は少ない。最低2～3回は欲しい。回数については検討してほしい。
- ・回数を増やすことで、現在の2業者【①ASCare(アスケア)在宅介護センター豊橋②田原入浴サービスセンター 田原福寿園】で対応できるのか。対応できなければ、近隣事業者を増やす方向も模索していく。
- ・今後については、増加に合わせた予算確保が必要である。

3 今後の取組予定

- ・市内の購入が著しく困難な地点を洗い出し、新規販売地点が必要な地域を検証・検討していく。
- ・前日出しゴミ袋の支援の周知意見やゴミ袋のサイズについて、廃棄物対策課と連携していく。
- ・訪問入浴の回数増加に向けて、予算を含めた検討を行政で行っていく。
- ・第二回研修については、職員のメンタルケアについて11月頃に開催予定。

④就労検討部会

第 1 回障害者就労検討部会

1 開催概要

日時：令和 8 年 7 月 24 日（金）13：30～14：30

場所：田原福祉センター大会議室

2 協議・報告事項の概要

■ 議題

（1）就労選択支援事業の実績について

□令和 7 年 10 月の制度開始以降の運用状況を説明。

- ・事業概要：本人の能力や適性を把握するアセスメントを実施し、主体的な進路選択を支援する福祉サービスである。
- ・田原市の状況：現在までに 6 名が利用。
- ・運用方針：高等部 3 年生は原則として実施し、2 年生についても希望があれば実習や冬休みに利用可能とする。

□参加者からの意見

- ・豊橋障害者就業・生活支援センター：豊橋市の状況として、現在 3 箇所が事業所として手を挙げているが、利用実績はまだ少ないとの報告があった。
- ・くすのき特別支援学校：学校現場からは、本年度は障害の重い生徒が多く、A 型・B 型への進路希望者が例年より少ない現状が伝えられた。
- ・田原市社協：就労選択支援事業所での実績では、6 名の実施結果として B 型妥当が 4 名、就労移行妥当が 2 名であり、評価結果にかかわらず本人の意思を尊重した選択を支援していることが共有された。

■ 報告

（1）就労支援専門員の活動報告

□実績報告

令和 8 年度就労支援専門員 3 名体制に増員。

令和 8 年 4 月～6 月の実績は以下のとおり。

- ・就職者：8 名
- ・離職者：4 名
- ・支援人数：211 名（前年同期 132 名）

精神障害 92 名 知的障害 80 名 発達障害 17 名 身体障害 6 名 その他 16 名
職場体験実習は 3 件実施し、就職に結びついた事例もあった。

□農福連携の取組

支援事例：44 歳男性（軽度知的障害）が、職場体験事業を経て農業事業所への就職に至った事例が紹介。本人の特性を踏まえた役割分担により、継続的な就労が可能となっている。

□発達障害の理解促進・早期支援の取組

教職員向けの出前講座（福江高校等）の実施状況の報告。アンケートでは具体的な事例を用いたケーススタディを求める声が多かったことが示された。

今後の検討：障害の認識がない「働きづらさを抱える人」への支援として、他市の事例を参考に相談窓口のあり方を検討していく方針を示した。

□参加者からの意見

- ・育成会：本人の能力を親や本人が把握することの難しさと、専門的なアセスメントの重要性について意見があった。
- ・愛知障害者職業センター：職業評価を通じて本人の準備状況や対処法を可視化し、企業とのミスマッチを防ぐ取り組みが紹介された。
- ・可知記念病院：受診者の低年齢化が進んでおり、家族だけで抱え込まずに地域・福祉と医療が連携して支える体制の必要性が強調された。

（２）障害者優先調達推進法に関する調達方針について

令和 7 年度の実績と令和 8 年度の方針を説明。

- ・実績：令和 7 年度は物品・役務合わせて 250 万 8,538 円を調達し、目標（120 万円以上）を大きく上回った。
- ・令和 8 年度目標：前年度同様、120 万円以上かつ前年度実績を上回ることを目標とする。

3 その他

- ・B 型事業所の送迎課題：昨年度の部会で挙げた送迎の課題については、事務局から「今後は施策推進会議において検討を進める予定である」との回答があった。
- ・田原市障害者総合相談センター長：田原市が他市町村に先駆けて取り組んでいる就労選択支援の実績や、専門員増員の意義を強調した。また、発達障害支援における教育・福祉・医療の総合力によるサポート体制の構築を呼びかけ総括とした。

用語集（50 音順）

- **アセスメント**… 利用者の生活状況や課題、強みを総合的に把握し、本人の希望に沿った支援計画を作るための評価・分析することを指します。単に「できないこと」を見るのではなく、強み・得意なこと・環境要因も含めて総合的に捉えることが必要です。
- **医療的ケア**… 経鼻経管栄養や痰吸引、サチュレーション（血中酸素飽和度）の確認など、日常的に必要とされる医療的な援助のことです。
- **強度行動障害**… 自傷や他害など、障害特性を背景とした行動が頻繁に起こり、日常生活に困難が生じる状態のことです。受け入れや対応には、行動の背景を分析するなどの高い専門性や、特別に配慮された支援環境が求められます。
- **合理的配慮**… 障害のある人が社会生活を送る上で直面する障壁を取り除くため、個々の状況に応じて提供される配慮や工夫のことです。障害者差別解消法などで求められる考え方ですが、認知度が十分ではない場合もあり、好事例の周知など社会全体への啓発が重要とされています。
- **就労選択支援事業**… 令和 7 年 10 月に開始された障害福祉サービスで、障害のある方が自分に適した働き方や進路を検討するため、作業体験などを通して評価（アセスメント）を行う事業です。特別支援学校の生徒だけでなく、一般の障害のある方の進路決定にも有効とされています。
- **地域生活支援拠点等**… 障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもので、地域生活支援拠点等に求められる機能として 5 つのものがあげられています。①相談支援体制の整備 ②緊急時の受け入れや対応③体験の機会及び場の提供 ④専門性の確保 ⑤地域の体制づくり
- **地域包括ケアシステム**… 高齢者や障害のある方などが、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、医療、介護、福祉、住まい、生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。精神障害にも対応した枠組みにおいては、長期入院からの地域移行や家族支援の充実を図り、医療機関と地域社会の垣根を低くする連携体制の構築などが目指されています。
- **地域連携推進会議**… 令和 7 年度の障害福祉サービス等の報酬改定により、障害者支援施設や共同生活援助事業所（グループホーム）に対して年 1 回の開催が義務付けられた会議です。事業所が提供するサービスの質の担保や、地域社会との課題共有を図ることを目的としています。単なる報告の場として形骸化させず、実質的な機能を持たせることが求められています。
- **法定雇用率**… 企業や国、地方公共団体などに義務付けられている、労働者に対する障害者の雇用割合です。民間企業の法定雇用率は、令和 8 年 7 月より 2.7%へ引き上げられる予定となっています。

◆障害児支援

1 児童発達支援センター事業

(1) 児童発達支援センター あおぞら園

児童発達支援事業、相談支援事業、保育所等訪問支援事業

(2) 児童発達支援センター分館 にじいろ園

発達支援教室：ちゅうりっぷ教室、なかよし教室

2 リレーファイル

(1) 新規作成及びフォローアップの実施

(2) 作成等から見えてくる課題の整理と検討

(3) 周知のため、市内児童クラブ主任指導委員会及び、公立保育園保育士グループ研修にて説明

※リレーファイルとは、特別な支援や配慮を必要とする子どもの成長や現状を整理し、家族や福祉・教育・行政機関などの支援者が、その子どもの特性やニーズを共通理解するためのもの

3 理解啓発事業

ペアレント・プログラム研修

対象：児童発達支援事業・発達支援教室利用児童の保護者等

4 事業所連絡会

放課後等デイサービス事業所における情報交換、支援の情報提供等

第1回：令和8年7月10日（金）に実施

5 障害児通所給付費の未就学児の利用料無償化

市内、市外の児童発達支援事業を利用する0～2歳児の利用料を無償化

◆医療的ケア児等支援

1 医療的ケア児の受入に合わせた看護師の配置

(1) 小学校に通う3名への看護師配置

(2) 児童クラブを利用する児童への看護師の配置

常時利用している1名については、市内訪問看護ステーションに委託し対応

夏休みのみ利用する1名については、学校に配置している看護師が対応

(3) 宿泊を伴う校外学習参加者1名への看護師の同伴

2 研修等関連事業

支援者向け研修、看護師情報交換会

3 課題検討

(1) 個別に家族と関係機関を交えた情報共有や課題検討会議を実施

(2) 修学旅行時等への継続的な支援方法について検討

4 医療的ケア児実態調査

愛知県による実態調査が実施され、把握している家族へ調査協力を依頼

5 入院している医療的ケア児の退院後の在宅支援について

医療的ケア児等コーディネーター連絡会を開催。入院中の医療的ケア児について、担当コーディネーターが退院に向けた家族、病院とのカンファレンスを実施。

田原市障害福祉計画の作成の際考慮する事項について (第8期障害福祉計画)

1.田原市障害福祉計画の改訂の経緯

市町村は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、サービスの見込量や必要なサービス基盤整備の数値目標を定めた「障害福祉計画」を3年ごと国が定める基本方針に即して定めることとなっており、令和8年度は策定年度となります。併せて、上位計画である「田原市障害者計画」も改訂時期となっており並行して改訂を進めています。

2.田原市障害福祉計画に定める事項について

R8 こども家庭庁・厚生労働省告示第4号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」により以下の事項が障害福祉計画の策定の際に盛り込む必要のある項目として指定されています。

〔◎必ず定める事項、○定めるよう努める事項、●盛り込むことが望ましい事項〕

◎必ず定める事項

・提供体制の確保に係る目標

①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

(1)地域生活への移行(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(3)地域生活支援拠点が有する機能の充実(4)一般就労への移行

・支援の種類ごとの必要な量の見込み

①指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及び見込量

(1)指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込量

(2)県が算定した長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を勘案して、市域における長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を定める

②指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量

(1)指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込み

・市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

→「障企自発第 0108001 号R8地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」を参考に作成

(1)実施する事業の内容

(2)事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

(3)見込み量確保のための方策

○定めるよう努める事項

・支援の種類ごとの必要な量の見込量確保のための方策

①支援の種類ごとの必要な量の見込み量確保のための方策

(1)指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のため方策

(2)各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点の整備及び機能強化の方策

(3)圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策

○定めるよう努める事項

・関係機関との連携に関する事項

- ①指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項
- ②指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

●盛り込むことが望ましい事項

- ・障害福祉計画の理念
- ・障害福祉計画の期間
- ・障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

3.必ず定める事項の各項目の基準値

・提供体制の確保に係る目標(具体的数値については別紙のとおり)

- ①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

(1)地域生活への移行

- 令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行生活に移行
- 令和7年度末時点の施設入所者数から5%以上を削減

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の地域における生活日数の平均を319.3日以上とする。
- 65歳以上の一年以上の長期入院者、75歳以上の一年以上の長期入院者数(県が指示する数値により算出)
- 精神病院の30日以上再入院率:90日時点10.3%、180日時点17.4%、365日25.7% (新)
- 心のサポーター数全国100万人(県が指示する数値により算出)(新)
- 住民のこころの状態をK6という尺度を活用し評価する。(新)

(3)一般就労への移行

- 一般就労への移行実績、令和6年度比で1.31倍
- 就労移行支援事業者の一般就労への移行実績、令和6年度比で1.14倍
- 就労移行支援事業利用修了者の一般就労が5割以上の事業所の割合、5割
- A型事業所の一般就労への移行実績、令和6年度比で1.52倍
- B型事業所の一般就労への移行実績、令和6年度比で1.67倍
- 就労定着支援の利用者数、令和6年度比で1.47倍
- 就労定着支援の就労定着率7割以上の事業所が2割5分以上
- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上
- 選択支援利用する障害者数、82,000人以上(全国)(新)

(4)地域生活支援の充実(地域生活支援拠点が有する機能の充実)

- 地域生活支援拠点の整備
- コーディネーター等を配置し、一年に一回以上支援の実績等を踏まえた運営状況の検証および検討をする。
- 高度行動障害の支援ニーズをとらえ、そのニーズに基づく支援体制を整備

(5)地域生活支援の充実(相談支援体制の充実・強化等)

- 基幹相談センター、協議会、地域生活支援拠点の整備、連携
- 基幹相談センターの支援体制の強化(別表1の10)
- 個別事例の検討を通じて支援体制の整備に取り組む体制作り
- ◎体制強化による望まないセルフプランゼロ(新)

(6)障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- 都道府県は人材育成をしなければならない。
- 人材育成や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置(県)
- 生産性、環境向上のための協議会の設置(県)
- 県による相談支援専門員研修修了者の見込みについて定める(市)
- 県による意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する(市)

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築(別表1の13)
- 管内事業所の情報公開率、更新率100%(県、政令、中核市)

・支援の種類ごとの必要な量の見込みを計上する項目について

※以下の項目については、3年分の伸び率(幾何平均率)等を参考にサービス等の必要数量を計上します。

①指定障害福祉サービス等の種類

(1)障害福祉サービス

居宅介護(時間、人)、重度訪問介護(時間、人)、同行援護(時間、人)
行動援護(時間、人)、重度障害者等包括支援(時間、人)、生活介護(人日、人)
自立訓練(機能訓練)(人日、人)、就労選択支援(人)、自立訓練(生活訓練)(人日、人)、
就労移行支援(人日、人)、就労継続支援A型(人日、人)、就労継続支援B型(人日、
人)、就労定着支援(人)、療養介護(人)、短期入所(福祉型)(人日、人)、短期入所(医療
型)(人日、人)、自立生活援助(人)、グループホーム(人)、施設入所支援(人)、施設にお
ける居室の個室化の取組状況

(2)相談支援

計画相談支援(人)、地域移行支援(人)、地域定着支援(人)、意向確認担当者の地域生
活への移行に向けた支援回数

②地域生活支援事業の実施に関する事項

(1)必須事業

障害者等個人を直接支援する事業、うち、意思疎通支援における種別ごとの設定
障害者等に対する相談支援等を行う事業、支援人材の養成を行う事業

(2)任意事業

障害者等個人を直接支援する事業、障害者等に対する相談支援等を行う事業
支援人材の養成を行う事業

③障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指
針別表1によって定められている事項

(1)地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等の設置箇所数、地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配
置人数、地域生活支援拠点等の検証及び検討の年間実施回数

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数、保健・医療(精神科、精神科以外の医療機関別)・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数、協議の場における目標設定及び評価の実施回数、心のサポーター養成研修の一年間の実施回数見込み、精神保健福祉相談員講習会の実施回数、精神障害者の地域移行支援の利用者数、精神障害者の地域定着支援の利用者数、精神障害者の共同生活援助の利用者数、精神障害者の自立生活援助の利用者数、精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数、精神障害者の短期入所の利用者数

(3)相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターの設置、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数、協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数、基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合、協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)

(4)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

4.策定スケジュール

令和8年4月～5月	国の基本方針公表
7月	第1回施策推進会議(現状の把握・基本方針等の確認)
7月	各部会で課題の確認及び検討 (障害者就労検討部会・権利擁護部会・ヘルパー連携部会)
8月	第1回全体会議(各部会の検討結果の共有・課題整理)
9月	第2回施策推進会議(素案の検討等)
10月	第2回全体会議(素案の確認)※開催方法については検討
11月	文教厚生委員協議会へ素案の報告
11月	第3回施策推進会議(素案の確定)
12月	全体会議委員に対する意見照会(2月まで)
令和9年1月～2月	パブリックコメントの実施
令和9年 2月	第4回施策推進会議 (パブリックコメントへの対応等)
令和9年 3月	第3回全体会議で報告・協議

報告（３）第４期障害児福祉計画の策定について

「障害児福祉計画」は平成 28 年の児童福祉法一部改正により都道府県・市町村が作成することとされました。児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量、その確保のための方策を定めるものです。「田原市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図り、「田原市障害者計画」「田原市障害福祉計画」と一体的に策定しています。

また、「田原市障害福祉計画」と同様に、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定を行います。

障害児支援の提供体制の整備等

第３期計画目標及び取組結果	第４期
1、「重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」 成果目標 ・児童発達支援センターを１か所以上設置 ・保育所等訪問支援を活用し、障害児を支援する体制を構築する。 令和３年４月１日に田原市児童発達支援センターを設置し、地域における中核的な支援施設として、体制の整備を図りました。保育所等訪問支援の利用実績はありませんが、保育園職員を対象とした研修会の開催や、保育園などの訪問を行い、障害児支援の充実を図りました。	1、「重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域参加への参加・インクルージョン※１の推進」【新規】 ① 児童発達支援センターの中核的支援機能の確保 ・専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能※２ ・地域のインクルージョン推進の中核としての機能 ・地域の障害児の発達支援の入り口としての相談機能の充実 ② 保育所等訪問支援などを活用しながらインクルージョンを推進する体制を確保するとともに、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置 ※１：障害児の地域社会への参加や包容 ※２：専門的な助言や指導、支援を行う機能
2、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」 成果目標 ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを少なくとも１か所以上確保 田原市児童発達支援センターに看護師を配置し、重症心身障害児が児童発達支援事業を受けられる体制を整えました。重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所につきましては、本市においても設置することができました。	第３期計画と同様とし、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所１か所以上の確保を継続。

第3期計画目標及び取組結果	第4期
3、「医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置」 成果目標 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 健康、医療、障害福祉、教育、保育等の関係機関が連携を図るため、協議の場を設置し、会議を開催しました。 また、入院中からの退院支援や、個々の発達段階に応じた支援のコーディネートを担当する医療的ケア児コーディネーターを配置しました。	第3期計画と同様とし、健康、医療、障害福祉、教育、保育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を継続。
	4、「障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保」【新規】 保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保。

支援の種類ごとの必要な量の見込み及び方策

3年分の伸び率（幾何平均率）等を参考にサービス等の各年度の見込量を計上するとともに、見込量の確保のための方策について策定します。

○障害児福祉サービス等（日人、人、事業所数）

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援、
居宅訪問型児童発達支援
医療的ケア児等コーディネーター配置人数

○子ども・子育て支援、発達障害児に係るサービス

障害児保育加配対象児童数、加配保育士配置数
放課後児童クラブ障害児受入個所数、障害児受入数
ペアレントプログラム受講者数、実施者数
ペアレントメンターの人数
ピアサポーターの活動への参加人数

令和8年度

田原市障害者自立支援協議会
(全体会議)

参考資料

目 次

田原市障害者自立支援協議会委員一覧	1
田原市障害者自立支援協議会設置要綱	2
田原市障害者自立支援協議会（体制図）	5

田原市障害者自立支援協議会委員一覧

機関名	全体 会議	施策推進 会議	専門部会		
			ヘルパー 連携部会	障害者 就労検討 部会	権利擁護 部会
田原市地域コミュニティ連合会	○				
田原市民生児童委員協議会	○				
田原市ボランティア連絡協議会	○				
田原市商工会	○			○	
渥美商工会	○			○	
田原青年会議所	○				
愛知みなみ農業協同組合	○			○	
社会福祉法人 田原市社会福祉協議会	○	○	○	○	○
田原市身体障害者福祉協会	○				
田原市手をつなぐ育成会	○	○		○	○
田原市精神障害者地域家族会	○				
愛知県立豊橋特別支援学校	○				
愛知県立豊川特別支援学校	○				
豊橋市立くすのき特別支援学校	○			○	
くすのき相談センター	○				
可知記念病院	○	○		○	
岩屋病院	○	○		○	
愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院	○				
豊橋公共職業安定所	○			○	
愛知障害者職業センター豊橋支所	○			○	
岩崎学園	○				
豊橋あゆみ学園	○				
豊橋障害者就業・生活支援センター	○	○		○	
愛知県豊川保健所	○	○			
愛知県東三河福祉相談センター	○				
社会福祉法人 成春館（蔵王苑）	○				
社会福祉法人 成春館（蔵王の杜）	○				
社会福祉法人 成春館（田原授産所）	○	○		○	○
社会福祉法人 成春館〔地域活動支援センター蜚（ほたる）〕		○			
社会福祉法人 福寿園	○		○	○	
特定非営利活動法人 おおぞら	○	○		○	
特定非営利活動法人 MA・はろー	○	○	○		○
株式会社イノウエ（ワークアシスト田原・ワークステップ田原）				○	
株式会社ナインポイント（どリーむはうす）				○	
高齢者支援センター					○
計	31	10	3	16	5

田原市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第3号の規定に基づく相談支援事業を始め地域の障害福祉に関するシステム作りについて中核的な役割を果たす協議の場として、法第89条の3第1項の規定に基づき、田原市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有に関する事。
- (2) 田原市障害福祉計画の策定及び達成状況の確認に関する事。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事。
- (4) 委託相談支援事業者の運営評価に関する事。
- (5) 困難事例の対応に関する事。
- (6) 法第89条の3第2項の規定に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関等に属する者を委員として構成する。

- 2 機関等の協議会への加入及び脱退については、協議会の議を得なければならない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は協議会の委員(以下「委員」という。)の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(議事録の公開)

第6条 田原市福祉部地域福祉課(以下「地域福祉課」という。)及び田原市障害者総合相談センター(以下「総合相談センター」という。)は、会議の議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

- 2 会議の議事録は、公開とする。ただし、協議会において公開しない旨を決定した場合及び個人情報に係る場合は、この限りでない。

(施策推進会議及び専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する協議事項のうち、次に掲げる事務を処理する

ための推進組織として、施策推進会議を置く。

- (1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査及び審議をし、並びにその施策の実施状況を評価すること。
 - (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係機関相互の連絡調整を要する事項を調査及び審議をすること。
 - (3) その他障害者に関する施策の推進に必要な事項
- 2 協議会にその協議事項に係る専門的な調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。
 - 3 専門部会の設置及び廃止については、協議会の議を得なければならない。
 - 4 施策推進会議及び専門部会の委員及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会に係る庶務は、地域福祉課及び総合相談センターにおいて処理する。
(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に係る必要な事項は、協議会で定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

機 関 等 名
田原市地域コミュニティ連合会
田原市民生児童委員協議会
田原市ボランティア連絡協議会
田原市商工会
渥美商工会
田原青年会議所
愛知みなみ農業協同組合
社会福祉法人 田原市社会福祉協議会
田原市身体障害者福祉協会
田原市手をつなぐ育成会
田原市精神障害者地域家族会
愛知県立豊橋特別支援学校
愛知県立豊川特別支援学校
豊橋市立くすのき特別支援学校
くすのき相談センター
可知記念病院
岩屋病院
愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院
豊橋公共職業安定所
愛知障害者職業センター豊橋支所
岩崎学園
豊橋あゆみ学園
豊橋障害者就業・生活支援センター
愛知県豊川保健所
愛知県東三河福祉相談センター
社会福祉法人 成春館（蔵王苑）
社会福祉法人 成春館（蔵王の杜）
社会福祉法人 成春館（田原授産所）
社会福祉法人 福寿園
特定非営利活動法人 おおぞら
特定非営利活動法人 MA・はろー

田原市障害者自立支援協議会(体制図)

